

# 枝幸町内各港の利用規制の経過

## 【サケ釣り規制に至る経緯について】

- 10年前以前は、サケ釣り客もさほど多くはなく、「漁業者」「プレジャーボート」「一般釣り客」が暗黙の了解のもと、トラブルなく施設利用を行っていました。
- しかしながら、サケ釣りの方法が一般化され、誰でも容易にサケを釣り上げることができるようになったことから、近年は、急激にサケ釣り人口が増え、また、他の港の規制も厳しく、立入禁止区域も増加したことから、枝幸港に予想を上回るほどの釣り客が訪れるようになり、駐車場や岸壁、道路が使えなくなるという状況に陥りました。
- 町内の各港・海岸・河川敷には24時間、不特定多数の釣り客が訪れ、「漁船・漁具周りでの排泄・ゴミの投棄」、「係留船舶への無断乗船、船舶内へのゴミの投棄」、「係留ロープへの釣り針放置やそのロープを縛り戻せないことによる船の解き放し」、「すべり材を燃やした焚火、上架漁船下での焚き火、車両火災」、「テントを張ることによる駐車スペース減」、「投棄したサケの残骸による異臭発生、公共施設の汚損」、「船舶が戻ってきても、仕掛けを上げない、よけてくれない、プロペラへの釣糸巻きつき」「漁具資材、燃料、生簀の窃盗」「河川での密漁」「無断駐車による貨物車両の通行不可」など、数えられないほどの問題が毎年発生し、トラブルは減少の傾向にありません。
- 上記のような事から漁業や農業といった地域の経済活動に重大な支障がでているものとして、現在では各施設に対して地元町民や有識者、各関係機関による遊漁者対策会議のもとサケ釣り行為に対する規制を行っております。